# 付属資料

# 「健康ひゅうが21計画(第2次)」策定までの経過

年月	会議等	内 容
平成 25 年 6 月	第 1 回幹事会及び作業部会合同 部会	策定の体制、今後のスケジュール及 びアンケート内容等について検討
平成 25 年 7 月	第 1 回策定委員会開催	策定の体制、今後のスケジュール及 びアンケート内容等について検討
平成 23 年 7 月	アンケート発送	13 歳〜80 歳代までの 3500 名に アンケート発送
平成 25 年 8 月	アンケート集約	アンケート回収率:37.8%
平成 25 年 9 月	アンケート分析	幹事課においてアンケート分析
平成 25 年 10 月~11 月	第2回及び第3回作業部会	各作業部会毎にアンケート分析、現 状と課題、今後の取組み、評価項目 の検討
平成 25 年 11 月	第2回幹事会開催	素案の審議
平成 26 年 1 月	第2回策定委員会開催	素案の審議
平成 26 年2月	パブリックコメントの実施	市民の意見聴取
平成26年3月	健康ひゅうが21計画(第2次) 策定	最終案の確定 印刷製本、配布

### 「健康ひゅうが21計画(第2次)」にあたってのアンケート調査の概要

# 1 対象者 13 歳~89 歳までの市民

# 2 調査数 3,500 人

### 3 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出

# 4 調査方法 アンケート用紙を郵送し、郵便により回収

### 5 調査時期 平成 25 年 7 月~8 月

#### 6 回収(率)

1,324人(37.8%)

	男性(人)	女性(人)	発送者数(人)	回収率(%)
全 体	533	742	3,500	37.8
13~19 歳	34	34	250	25.6
20~29 歳	41	89	560	23.2
30~39 歳	62	146	560	37.1
40~49 歳	65	104	560	30.2
50~59 歳	88	117	560	36.6
60~69 歳	134	133	560	47.7
70~79 歳	79	85	300	54.7
80 歳以上	30	34	150	42.7

#### 「健康ひゅうが21計画」策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「健康ひゅうが21計画」(以下「事業計画」という。)の策定審議を行うとともに、策定された事業計画等の評価を行うため、「健康ひゅうが21計画」策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 策定委員会は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 関係団体の役員
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 市民代表
  - (5) 日向市職員
  - (6) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、1年とする。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 策定委員会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 策定委員会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明をきくことができる。 (報告)
- 第6条 会長は、策定委員会の審議の結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、いきいき健康課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

R付 目1

この告示は、平成15年11月6日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年6月27日から施行する。

#### 「健康ひゅうが21計画」策定委員会幹事会設置要領

(目的)

第1条 「健康ひゅうが21計画」(以下「事業計画」という。)を総合的かつ計画的に策定するため、「健康 ひゅうが21計画」策定委員会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 幹事会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について研究・協議するものとする。
  - (1) 事業計画の策定に関すること。
  - (2) 保健施策に関する情報収集及び調査研究に関すること。
  - (3) その他事業計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3条 幹事会は、別表に掲げる職員をもって構成する。
- 2 幹事会に幹事長を置き、いきいき健康課長をもって充てる。

(会議)

- 第4条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 幹事長が必要があると認めるときは、会議に幹事会以外の者の出席を求めることができる。 (庶務)
- 第5条 幹事会の庶務は、いきいき健康課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月10日から施行する。

#### 別表 (第3条関係)

	所	属	課
東郷総合支所			生涯学習課
市民協働課			学校教育課
高齢者あんしん課			農業水産課
こども課			国民健康保険課
福祉課			いきいき健康課
文化スポーツ課	•		

#### 「健康ひゅうが21計画」策定委員会作業部会設置要領

(目的)

第1条 「健康ひゅうが21計画」(以下「事業計画」という。) の基本構想を策定するため、「健康ひゅうが21計画」策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)

を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 作業部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について研究・協議するものとする。
  - (1) 事業計画の策定に関する実態調査の分析・今後の推計に関すること。
  - (2) 事業計画の策定計画の基本作成に関すること。
  - (3) その他事業計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3条 作業部会は、別表に掲げる職員をもって組織する。
- 2 作業部会に部会長を置き、いきいき健康課職員をもって充てる。
- 3 作業部会の会議は、部会長が招集する。
- 4 部会長は、分科会を総括し、会議の議長となる。

(分科会)

- 第4条 作業部会に分科会を置く。
- 2 分科会にリーダーを置き、いきいき健康課職員をもって充てる。
- 3 分科会の会議は、リーダーが招集する。
- 4 リーダーは、分科会を総括し、会議の議長となる。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、会議に分科会員以外の者の出席を求めることができる。 (庶務)
- 第5条 作業部会の庶務は、いきいき健康理課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月10日から施行する。

#### 「健康ひゅうが 21 計画」推進会議設置要綱

平成 16 年 8 月 31 日 告示第 90 号

#### (設置)

第 1 条 「健康ひゅうが 21 計画」(以下「事業計画」という。)の実施を推進するため、「健康ひゅうが 21 計画」推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 推進会議は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。
  - (1) 事業計画の実施の推進に関すること。
  - (2) 事業の推進状況の検証に関すること。

#### (組織)

- 第3条 推進会議は、委員35人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 関係団体の役員
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 市民代表
  - (5) 日向市職員
  - (6) その他市長が必要と認めるもの

#### (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、推進会議を代長し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 推進会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

#### (分科会)

- 第7条 事業計画をより具体的に推進させるため、推進会議に分科会を置く。
- 2 分科会にリーダーを置き、委員の互選により定める。
- 3 分科会の会議は、リーダーが招集する。
- 4 リーダーは、分科会を総括し、会議の議長となる。
- 5 分科会の会議において必要があると認めるときは、リーダーは、委員以外の者の出席を求め、意見又は 説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康づくり課において処理する。

#### (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成16年9月2日から施行する。

附 則(平成 18年3月31日告示第146号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

# 「健康ひゅうが21計画(第2次)」策定委員名簿

所属		職	氏 名	備考
1	日向保健所	所長	古家隆	副会長
2	日向保健所	主查	本武 明子	
3	日向市東臼杵郡医師会	会長	渡邊 康久	会長
4	日向市•東臼杵郡歯科医師会	副会長	三股 保夫	
5	日向市•東臼杵郡薬剤師会	副会長	渡辺 恵實子	
6	日向市区長公民館長連合会	副会長	甲斐 康男	副会長
7	日向市食生活改善推進協議会	会長	今村 秀子	
8	日向市健康づくり推進員連絡協議会	会長	武安 佑二	
9	日向市社会福祉協議会	常務理事 兼事務局長	黒木 久典	
10	日向商工会議所	事務局長	寺町 晃	
11	日向市養護教諭部会	部長	稲村 美智代	
12	日向市PTA協議会	副会長	渋谷 高徳	
13	日向市保育協議会	委員	日高東田美	
14	宮崎県栄養士会日向事業部	日向事業部 部 長	小林 真喜子	
15	日向市高齢者クラブ連合会	会 長	真弓 辰男	
16	日向市スポーツ推進員協議会	会 長	寺田新一郎	
17	学校法人順正学園 九州保健福祉大学	薬学部教授	佐藤 圭創	
18	日向市 市民福祉部	部長	成合 学	

「健康ひゅうが21計画(第2次)」幹事会・作業部会

幹事会	作業部会
東郷総合支所	地域振興係
市民協働課	男女共同参画推進係
高齢者あんしん課	介護保険係
こども課	子育て支援係
福 祉 課	障がい者支援係
文化スポーツ課	スポーツ振興係
生涯学習課	生涯学習係
学校教育課	学 事 係
農業水産課	農業振興係
国民健康保険課	国民健康保険係
いきいき健康課	健康づくり係

# 健康ひゅうが21計画 (第2次)

発 行 平成26年3月

編集 日向市市民福祉部いきいき健康課 〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号 TEL(0982)52-2111 FAX(0982)56-1423